

## 第3部 参考資料

第1章 現行推計方法への経緯

第2章 用語解説

第3章 推計方法

第4章 SNA 経済活動別分類と  
日本標準産業分類との対応

# 第1章 現行推計方法への経緯

## 1 国における推計の経緯

国民経済計算(System of National Accounts)は、一国経済について包括的・整合的に記録する統計であり、国際連合の定める国際基準に準拠して整備されるため、国際比較可能性をその特徴としている。

我が国では、米国の国民所得統計の方式に則った昭和28年の「昭和26年度国民所得報告」以降、毎年公表されるようになったが、昭和41年には最初の国際基準として1953(昭和28)年に国連で採択された1953SNAに基づく「国民所得統計」に移行した。昭和53年には1968(昭和43)年採択の1968SNAに基づく「国民経済計算体系」へ移行し、それまでの経済のフロー面の一部のみを捉える体系から、フローとストック両面の関係、財貨・サービスの取引と金融取引の関係を包括的・整合的に記録する体系が構築された。

平成12年になると経済構造の変化に対応して1993(平成5)年に採択された1993SNAに移行し、更に平成23年には平成17年基準改定に伴い、一部1993SNAに移行していなかった推計項目等(FI SIMの本体系への導入等)が導入された。

平成28年12月には2009(平成21)年2月採択の2008SNAへの対応、推計方法の見直しや各種概念・定義の変更を行う平成23年基準改定を行った。

令和2年12月には、最新の「平成27年産業連関表」等の大規模・詳細な基礎統計の取り込みや2008SNAへの対応などを行う2015年(平成27年)基準改定を行った。

## 2 県における推計の経緯

本県では、県民経済計算の一環として市町村民経済計算を実施している。

県民経済計算は、敗戦後の経済の根本的立て直しのためには、統計に基づく科学的な施策の展開が必要という認識から、昭和22(1947)年に鹿児島県が県民所得の推計を行ったことが端緒となっている。本県では、昭和23年の県民所得について推計を行ったことが始まりである。

各県が独自に推計を行っていたため、概念規定、表章形式、推計方法などに相違が見られたが、昭和31年に経済企画庁調査部国民所得課(現内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部)が「県民所得の標準方式」を作成し、本県も昭和30年度分からはこれに準拠して推計を行っている。

昭和53年には、県民所得の推計方法を1968SNAと整合性のあるものへ移行するための経過措置として経済企画庁から「新県民所得標準方式(概念調整方式)」が示され、県民所得統計の計数を1968SNAの概念に組み替えた推計が行われた。その後、「県民経済計算標準方式(昭和58年版)」が示され、1968SNA体系に完全に移行した。

国民経済計算が1993SNAに全面的に移行したことに伴い、平成14年に内閣府から「県民経済計算標準方式(平成14年版)」が示され、平成12年度確報から1993SNAに準拠した推計方法に移行した。

平成25年公表の平成22年度確報から、国民経済計算に準じ平成17年基準へ移行し、同様に平成30年公表の平成27年度確報から平成23年基準へ移行した。

令和2年12月に国民経済計算で2015年(平成27年)基準改定が実施されたことに伴い、令和4年公表の令和元年度福島県県民経済計算から同基準へ移行している。

本県の市町村民経済計算は、昭和37年分の「市町村民所得推計」を昭和40年に公表したことが始まりである。県民経済計算に準じて基準を改定しており、また平成20年度確報で名称を「市町村民所得推計」から「市町村民経済計算」に変更した。

なお、平成2年度確報から平成8年度確報までは県が基礎データを提供し、市町村が推計していた。

## 2015年(平成27年)基準改定の概略

令和4年公表の「令和元年度福島県市町村民経済計算」から、県民経済計算に準じて、「2015年(平成27年)基準」への改定を行っている。2015年(平成27年)基準改定の概略は以下のとおり。

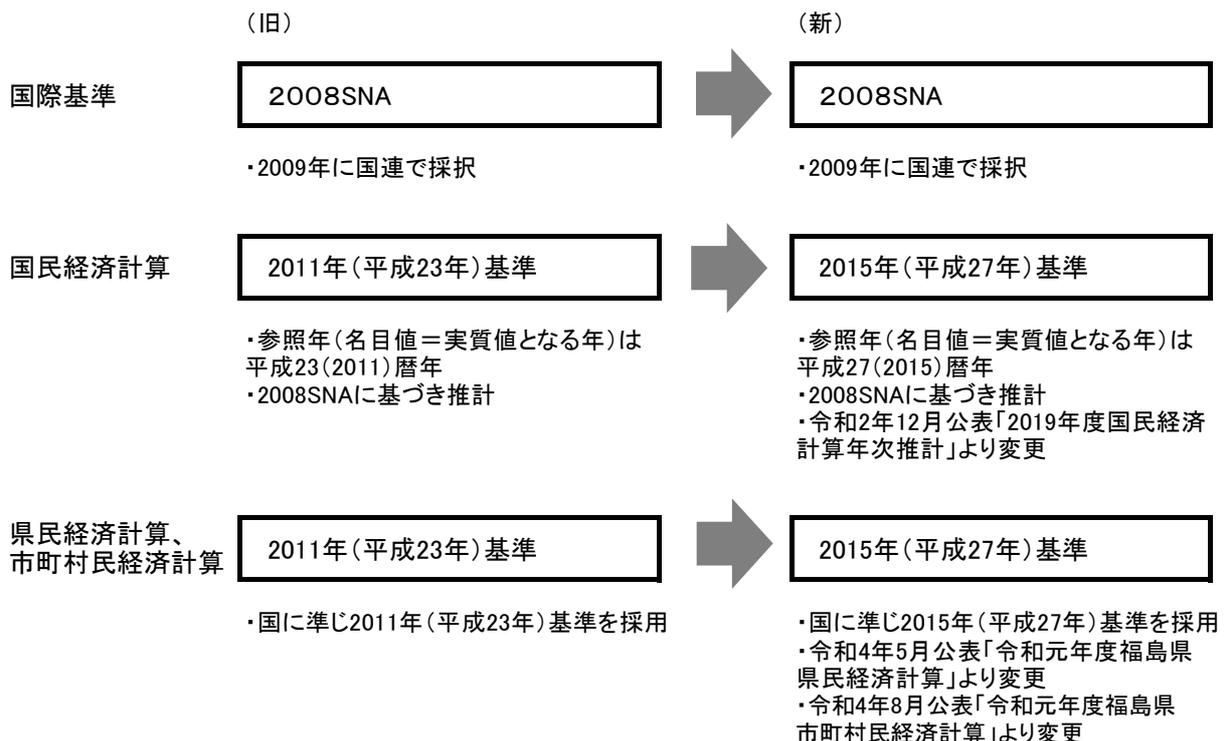
- ①構造統計の反映によるベンチマーク(基準)の変更
  - ・「平成27年(2015年)産業連関表」の反映 等
- ②国際基準(2008SNA)への対応
  - ・娯楽作品原本の資本化、著作権等サービスの記録 等
- ③経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善
  - ・住宅宿泊事業(いわゆる民泊事業)の反映
- ④中央政府等の扱いの見直し
  - ・一般政府を「中央政府等」と「地方政府等」に分け、制度単位としての中央政府等を、どの地域にも属さない域外(準地域)に位置するものとする。
- ⑤概ね5年に一度、名目値=実質値(デフレーター※=100)となる参照年を変更しているが、今回、平成23(2011)暦年から平成27(2015)暦年に参照年を変更
  - ※デフレーターは名目値から実質値を算出するために用いられる価格指数

※市町村民経済計算では支出系列を計算していないため、上記の全てに対応しているわけではない。  
 ※市町村民経済計算では実質値は計算していない。

上記基準改定の詳細については、内閣府経済社会総合研究所の「県民経済計算 統計の作成方法」をご覧ください。

[https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kenmin/files/contents/sakusei.html](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/sakusei.html)

## 推計基準の新旧比較



## 第2章 用語解説

市町村民経済計算は、経済全体の流れを体系的に表すために複雑な概念を含んでいます。用語の定義を理解するために解説をまとめましたので御利用ください。

### い 域外からの要素所得（純）

市町村民所得の一部。市町村外からの雇用者報酬（純）と域外からの財産所得（純）からなる。

市町村外からの雇用者報酬（純）は、市町村外から受け取る雇用者報酬（支払）－市町村外に支払う雇用者報酬（受取）であり、市町村民が市町村外で就労して得た所得等が含まれる。ただし、出稼ぎによる送金は市町村外からの経常移転となる。

域外からの財産所得（純）は、域外から受け取る財産所得（支払）－域外に支払う財産所得（受取）であり、市町村外企業からの法人企業の分配所得や域外の中央政府等からの利子・賃貸料等が含まれる。

### 一般政府

一般政府は、中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）、それらによって設定、管理されている社会保障基金から構成され、一般行政や公的教育などの財貨・サービスを無料ないし経済的に意味のない価格（生産者の供給量にも購入者の需要量にもほとんど影響を与えない価格）で生産する非市場生産者である。

これに対し、公営企業の中でも経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給しているとみなせるものは市場生産者であり、一般政府には含まない。例えば上水道事業は電気・ガス・水道・廃棄物処理業に、病院事業は保健衛生・社会事業に、それぞれ計上されている。

一般政府の産出額は、そのコストによって評価され、具体的には、産出額＝①雇用者報酬（人件費）＋②中間投入（物件費）＋③固定資本減耗（建物、道路・ダム等の社会資本、ソフトウェアの減価償却相当額等）＋④生産・輸入品に課される税となる。また、その性質上、営業余剰が発生しないため、費用のうち①③④の合計を総生産と定義している。

また、2015年（平成27年）基準改定により、県民経済計算では、中央政府及び全国社会保障基金からなる「中央政府等」と、地方政府及び地方社会保障基金からなる「地方政府等」が区別され、制度単位としての中央政府等をどの地域にも属さない域外（準地域）に位置づけることとされた。これを受け、市町村民経済計算では、中央政府等と、地方政府等のうち県及び県が設定、管理する地方社会保障基金を域外（準地域）に位置づけている。

### え 営業余剰・混合所得

生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指し、市町村内雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金とともに付加価値の構成要素の一つである。制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。

一方、混合所得は、家計部門のうち個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰と区別して混合所得として記録される。

### き 企業所得

営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したもの。経常利益に近い概念。市町村民所得の一部を構成する。

企業所得は民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

## 帰属計算

県民経済計算、市町村民経済計算上の特有な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようになして擬制的取引計算を行うことをいう。

主なものとしては、持ち家に係る住宅賃貸料である帰属家賃が挙げられる。

## 寄与度（対前年度増加寄与度）

各項目の増減が総額の増減に対してどれだけ貢献（寄与）しているのかを示す度合い。総額の増加率の内訳であり、各項目の寄与度の合計は総額の増加率と等しくなる。単位は「パーセントポイント」で、本年報では「%」で表示している。

$$\begin{aligned} \text{項目別対前年度増加寄与度（\%）} &= \text{前年度構成比} \times \text{項目別増加率}（\times 100） \\ &= \text{当年度項目別増減額} / \text{前年度総額}（\times 100） \end{aligned}$$

## け 経済活動別市町村内総生産

市町村内総生産を産業別内訳毎にみたもので、統計表で表している。県・市町村は年度値で、国は暦年値で公表している。なお、市町村内総生産は、経済活動別市町村内総生産を合計した値（「小計」欄）から、輸入品に課される税・関税を加算し、総資本形成に係る消費税を控除して算出される。

## 経済活動別分類

財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事業所など）が統計の基本単位となっている。

## 経済成長率

市町村内総生産の対前年度増加率。県や市町村は年度値のみ、国は暦年値・年度値（一部）・四半期値を公表している。

なお、国や県は名目値と実質値の経済成長率を公表しているが、市町村民経済計算では名目値のみの公表である。

## こ 固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械・設備、知的財産生産物等からなる固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損害、予見される滅失、通常生じる程度の事故等による損害から生じる減耗分の評価額を示し、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。固定資本減耗は、全て時価（再調達価格）ベースで推計されている。

なお、社会資本（注）等の固定資産についても固定資本減耗が計上されている。

また、生産や総資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は「総」（Gross）、含まない計数は「純」（Net）を付して呼ばれる。

（注）社会資本

道路、ダム、公園、上下水道等の社会資本（インフラストラクチャー）は主として一般政府によって形成され、財貨・サービスの生産活動に間接的に貢献する。社会資本の減価償却分は1968SNAまでは計上されていなかったが、1993SNAでは一般政府の固定資本減耗に計上するようになった。

## 雇用者

雇用主ではなく、被雇用人に近い概念。市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従事者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

## 雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち労働を提供した雇用者への分配額であり、賃金のほか、雇用者の福利厚生のための雇主の各種負担等を含む広義の雇用者の所得を指す。

市町村民雇用者報酬は市町村民ベースの雇用者報酬で、市町村内雇用者報酬に市町村外からの雇用者報酬(純)を加えた値である。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されており、このうち①(b)、②及び③の一部は、実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含まれているものである。

### ①賃金・俸給

#### (a)現金給与(所得税、社会保険料の雇用者負担等の控除前)

一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与などの他に役員給与や議員歳費等も含まれる。

#### (b)現物給与

自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出である。給与住宅差額家賃もこれに含まれる。

### ②雇主の現実社会負担

#### (a)雇主の現実年金負担

社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の負担金を指す。

#### (b)雇主の現実非年金負担

社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等を指す。

### ③雇主の帰属社会負担

#### (a)雇主の帰属年金負担

企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度(年金と退職一時金を含む)に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれらの制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分(現在勤務増分)に、これらの制度の運営費(「年金制度の手数料」と呼ばれる)を加えたものから、これらの制度に係る雇主の現実年金負担を控除したもの。

#### (b)雇主の帰属非年金負担

発生主義での記録が行われない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付(私的保険への拠出金や公務災害補償)を指す。

## 財産所得

市町村民所得の一部であり、資産の貸借により生じる所得を指す。

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる。

財産所得の受払は、全ての制度部門に記録され、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」、「賃貸料」に分かれる。ただし賃貸料には、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。

なお、企業所得は営業余剰(営業利益)＋財産所得の受取・支払からなっている。

## 産出額

出荷額や売上高に近い概念。産出額から中間投入を控除することで付加価値(総生産)になる。卸売・小売業では、商品販売額そのものではなく、仕入額などを控除した粗利益が産出額のベースとなる。

なお、一般政府、対家計民間非営利団体の産出額は、そのコストによって評価される。「一般政府」「対家計民間非営利団体」の項を参照。

## し 市場価格表示及び要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税(控除)補助金を含んだ価格表示のことである。一般に市場価格表示では二つの評価方法が採られており、一つは生産者価格表示、他方は購入者価格表示による方法である。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用(雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗)による評価方法である。要素費用表示は、市場価格表示(生産者価格表示)から生産・輸入品に課される税を控除し、補助金を加えたものに等しい。

通常、市町村民経済計算では、市町村内総生産は市場価格表示、市町村民所得は要素費用表示の額を用いる。

## 市町村内概念と市町村民概念

市町村内という概念は、市町村内で活動する経済主体を対象とするものであり、経済活動の場所に着目した概念(属地主義)である。

一方、市町村民という概念は、その市町村の居住者主体を対象とする概念(属人主義)である。市町村内・外で活動するかどうかを問わず市町村内に所在する企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び当該市町村の居住者である個人を指す。

財貨・サービスの生産に関しては、市町村内で行われる全ての生産を記録するため、市町村内概念により構成される。例えば企業については、資本関係ではなく事業所の所在地で判断する。他市町村に本社のある企業が、市町村内において生産活動を行っていれば当市町村の生産者として市町村内に含まれ、逆に当市町村に本社のある企業が他市町村の工場、支店などで行う生産活動は含まれない。また、複数市町村にまたがって営業している企業は、市町村分を分割して計上している。

## 市町村内純生産

市町村内ベースの純生産のこと。市町村内総生産から固定資本減耗を除いたものが市場価格表示の市町村内純生産で、さらに生産・輸入品に課される税(控除)補助金を除くと要素費用表示の市町村内純生産となる。

要素費用表示の市町村内純生産は、市町村内雇用者報酬、営業余剰・混合所得からなる。

## 市町村内総生産

一定期間(市町村民経済計算では年度単位)に市町村内の経済主体が生み出した付加価値額の総額。産出額から中間投入を控除して求められる。なお、固定資本減耗を控除する前の値である。

## 市町村民所得

分配された付加価値を市町村民ベースで評価したものであり、市町村内純生産に域外からの要素所得(純)を加えた値と等しい。市町村民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなり、市場価格表示と要素費用表示がある。通常、要素費用表示の額を市町村民所得としている。

市町村民雇用者報酬には、厚生年金や労災保険などの事業主負担分も含まれている。

土地や株式の売却益、相続した遺産などは、課税対象所得であっても、生産活動で生み出された付加価値ではないため、財産所得には含まれない。

社会保障給付(国民年金ほか)、社会扶助給付(生活保護費ほか)等は、住民や企業など市町村外を含む誰かにいったん分配された付加価値を、年金負担や租税を通じて政府などが集めたうえで再び分配したものである。年金給付の財源となる付加価値は市町村民雇用者報酬などの形で市町村民所得に含まれているが、年金給付そのものは市町村民所得には含まれない。

2015年(平成27年)基準改定により、県及び県が設定、管理する地方社会保障基金の財産所得が推計対象外となったため、市町村民所得の市町村計と県計(県民経済計算の県民所得)は合致しない。

## 社会保障基金

社会保障基金とは、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準をすべて満たすものと定義される。

社会保障基金は、制度部門別分類において中央政府及び地方政府とともに一般政府を構成しており、国の年金特別会計、労働保険特別会計等のほか、地方公共団体の国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業などが該当する。

2015年(平成27年)基準では、中央政府によって設定、管理されている全国社会保障基金と、地方政府によって設定、管理されている地方社会保障基金とが区別されることとなった。「一般政府」の項を参照。

## 就業者

市場生産者・非市場生産者を問わずあらゆる生産活動に従事する者をいい、無給の家族従事者を含む。

## 世 生産・輸入品に課される税

原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入を認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産コストの一部を構成するものとみなされる。

例としては、消費税、関税、酒税、不動産取得税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税などが挙げられる。また、財政収入を目的とするもので、政府の事業所得に分類されない税外収入(日本中央競馬会納付金など)も含まれる。

家計(持ち家)は住宅賃貸業を営むものと擬制(帰属計算)されているので、家計からの住宅(土地含む)に対する固定資産税は、生産・輸入品に課される税として扱われる。

また、生産・輸入品に課される税の産業別配分は、直接に税を納付した産業に計上することを原則とする。

なお、生産・輸入品に課される税は、生産者の付加価値の一部とされる。

## 制度部門別分類

所得の受払や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。この分類による取引主体には、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計(個人企業を含む)、⑤対家計民間非営利団体の5つの制度部門がある。

なお、公営企業等で経済的に意味のある価格で財貨・サービスを提供しているとみなせるものは、一般政府ではなく、公的企業として非金融法人企業や金融機関に分類される。

また、金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるので、金融機関を分離する必要があることによる。

## そ 総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乘せられ、最終的には消費者が負担する税であり、市町村民経済計算では生産・輸入品に課される税に分類されている。

一方、税法上、課税業者の投資に係る消費税は、他の仕入れに係る消費税とともに事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度(仕入税額控除)が採られているため、この控除分を「総資本形成に係る消費税」として扱い、支出側の総資本形成(固定資本形成及び在庫変動)ではこの分を控除している(市町村民経済計算においては、資料の制約により支出側の推計をしていない)。このため、生産側においてもこの「総資本形成に係る消費税」は控除する必要があるが、経済活動別の分割が困難であるため一括して控除している。

県民経済計算では控除項目として独立して表章しているが、市町村民経済計算では「輸入品に課される税・関税等」として一括して表章している。

## その他の投資所得

財産所得の一部で、保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得からなる。

保険契約者に帰属する投資所得には、生命保険や非生命保険の保険帰属収益及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益(保険契約者の資産から生じる投資所得)は、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に支払われるべきものであるため、保険会社から保険契約者に一旦支払われるものとし、同額が、追加保険料として保険契約者から保険会社に払い戻されるという処理が行われている。

年金受給権に係る投資所得は、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度(企業年金等)について、制度を運営する年金基金に対して、受給者たる雇用者(家計)が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。現実には年金基金が留保するものであるが、保険帰属収益同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを年金基金に払い戻すという処理が行われている。

投資信託投資者に帰属する投資所得は、投資信託の留保利益を指す(平成24年度以降)。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託(金融機関)から投資者(家計等)に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という処理が行われている。

## た 対家計民間非営利団体

家計に対して、無料ないし経済的に意味のない価格で財貨・サービスを提供する非市場生産者で、私立学校、社会福祉事業、政治団体、労働団体、宗教団体等が該当する。このため、医療法人のように経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給しているとみなせるものは、市場生産者に計上される。

産出額は、政府サービス生産者同様そのコストによって評価される。具体的には、産出額＝①雇用者報酬(人件費)＋②中間投入(物件費)＋③固定資本減耗(建物などの減価償却相当額)＋④生産・輸入品に課される税となる。また、その性質上、営業余剰が発生しないため、費用のうち①③④の合計を総生産と定義している。

## ち 中間投入

生産の過程で原材料・光熱水費・間接費等として消費された財貨・サービスを指す。

単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出は中間投入に分類されるが、耐用年数を大幅に増大させる支出は総固定資本形成に分類される。また、機械等の固定資本の減価償却分や人件費は中間投入に含まれず、固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値額(総生産)に含まれる。

産出額から中間投入を控除したものが付加価値額(総生産)となる。

## 賃金・俸給

市町村民雇用者報酬の一部で、給与、現物給付、企業の役員報酬、議員歳費等からなる。現物給付は給与住宅差額家賃(社宅など市中家賃より安く住宅を提供する際の差額)を含む。

## 賃貸料

財産所得の一部で、土地の貸借により生じる所得を指す。

賃貸料は、土地の純賃貸料からなる。ただし、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは、商品としてのサービスの購入、販売として扱われるので、ここには含まず、企業所得に含める。

土地の賃貸は、建物や機械のそれと異なり、所有者の生産活動とみなされない。賃貸された土地は、生産面ではあたかも使用者が所有しているかのように取り扱われ、土地の所有に伴う税金、維持費等の経費は使用者が生産活動を行うためのコストの一部(生産・輸入品に課される税、中間投入)として計上され、また、純賃貸料(=総賃貸料-税金等諸経費)は使用者の営業余剰・混合所得に含まれる。他方、財産所得(賃貸料)の受払として、使用者及び所有者に上述の純賃貸料がそれぞれ計上される。

## は 配当

法人企業の分配所得の一部で、株式・出資金配当からなる。民間法人企業及び公的企業のみが支払う。

## ひ 1人当たり市町村民所得

市町村民所得を市町村の総人口で除したものである。なお、市町村の総人口は各年10月1日現在の人口<sup>(注)</sup>を使用している。

人口1人当たりで表すと比較が容易になることから、国や県及び市町村、あるいは自市町村と他市町村など人口規模の異なる主体との所得水準を比較する際に使われることが多い。

注意しなければならないのは、市町村民所得は、市町村民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなり、市町村民経済全体の所得水準を表しているため、1人当たり市町村民所得は個人の平均年収ではないことである。

また、分子である市町村民所得の増減と分母である人口の増減により変動するので、市町村民所得が減少しても人口減少がさらに大きい場合には1人当たり市町村民所得が増加になる場合もあり、増減の要因には注意を要する。

2015年(平成27年)基準改定により、県及び県が設定、管理する地方社会保障基金の財産所得が推計対象外となったため、1人当たり市町村民所得の市町村平均と県平均(県民経済計算の1人当たり県民所得)は合致しない。

(注)人口・・・県民経済計算では、国勢調査年は総務省統計局「国勢調査」、国勢調査と国勢調査の間の年は総務省統計局「国勢調査結果による補間補正人口」、最新の国勢調査以降の年は総務省統計局「人口推計年報」(都道府県別推計人口)による。市町村民経済計算では、国勢調査の際に段差が生じるが、市町村別の値が公表されている、県統計課「福島県の推計人口」を使用している。

## ふ FISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)

FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)は、金融サービスの一形態である。

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある(このような金融仲介機関に資金を貸す人々(預金者)には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する)。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIM である。

## 付加価値

新たに生み出された価値を指す。

GDP (Gross Domestic Product) が「国内総生産」と訳されているため、GDP について「国内の産業が生産した財・サービスの生産額の合計」と解釈されることがあるが、正しくは「国内の産業が生産した財・サービスの付加価値の合計」である。

産出額(出荷額、売上高など)から中間投入(原材料費、光熱費など)を控除した付加価値の額が総生産である。例えば、製造品出荷額が増加しても、鉄鉱石や原油などの原材料費、光熱費がより高騰した場合には、製造業の総生産は減少することがある。

## ほ 法人企業の分配所得

財産所得の一部で、配当を指す。

企業への出資に関して生じた投資所得であり、株式に対する配当をはじめとする民間非金融法人企業、協同組合の剰余金の分配のほか、法人格を有しない政府企業の剰余金の一般政府への繰入れ(いわゆる一般政府の公的企業からの引出し)や企業の海外支店収益、海外子会社の未分配収益なども法人企業の分配所得として扱われる。

## 補助金

補助金とは、一般的に①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用をまかなうために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者への支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払いについては補助金には含まれない(「資本移転」に含まれる)。

また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、非市場生産者に対する支払であることから①に該当せず、補助金には含まれない。例えば、中央政府から地方政府への公共事業負担金(補助事業に対する国庫負担金)は「資本移転」、対家計民間非営利団体に対する経常交付金(例えば、私学助成金)は「その他の経常移転」に分類される。

## め 名目値と実質値

名目値は、その時点の価格で評価した値で、県や他市町村との経済規模の比較や構成比の分析を行う際に適切な数値である。

実質値は、ある特定の年の価格水準を基準として、物価変動の影響を取り除いた値で、異なる時点の比較をする(経済成長率をみる)際に適切な数値である。

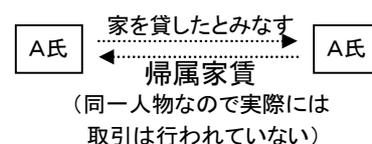
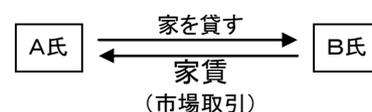
なお、資料の制約から、市町村民経済計算では実質値の推計をしていない。

## も 持ち家の帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の支払いを伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなし、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃である。

「持ち家の帰属家賃」は、持ち家住宅(自己所有住宅)について計算した帰属家賃のことで、持ち家住宅の所有者が不動産業を営んでいるものと仮定されるため、生産側では不動産業の産出額に含まれる。

なお、分配側ではこの営業余剰(=「持ち家の帰属家賃」- 中間投入 - 固定資本減耗 - 生産・輸入品に課される税(控除) 補助金)分が、企業所得(個人企業)に計上される。ここで、中間投入には修繕費や住宅ローンの借入に係る FISIM(借り手側 FISIM)等、生産・輸入品に課される税には固定資産税等が含まれる。固定資本減耗は、持ち家の固定資産から生じる減耗分を指す。



## ゆ 輸入品に課される税・関税

財貨を輸入したときに課される関税及び輸入品商品税。産出額と中間投入には同額が含まれるため、産出額から中間投入を差し引いて得られる総生産(生産側)には含まれていない。しかし、総生産(支出側)には市場価格として含まれるため、総生産(生産側)に輸入品に課される税・関税を加えて、生産面と支出面を一致させている(市町村民経済計算においては、資料の制約により支出側の推計をしていない)。輸入品に課される税・関税は、輸入した事業所所在地で計上されるが、国民経済計算に準じて経済活動別に配分せず一括計上する。

県民経済計算では独立して表章しているが、市町村民経済計算では、総資本形成に係る消費税を含め「輸入品に課される税・関税等」として一括して表章している。

## よ 要素費用表示

「市場価格表示及び要素費用表示」参照。

## り 利子

財産所得の一部。預貯金・債券・売掛金等の貸借により生じる所得。

家計の支払財産所得には、利子として消費者負債利子とその他の利子が計上されている。消費者負債利子は、住宅ローン(個人企業(持ち家)の支払)以外の消費者としての家計が支払った利子であり、その他の利子は家計部門に含まれている個人企業が支払った利子である。

統計表においては、消費者負債利子は家計(非企業部門)の支払利子として計上され、その他の利子は個人企業の企業所得に含まれる。

# 第3章 推計方法

市町村民経済計算では、基礎資料の制約により、県民経済計算の値を、従業者数などの統計指標等を用いて各市町村に按分して推計しています。

## 1 市町村内総生産

項目	分割指標	資料及び照会先
<b>農林水産業</b> ○農業 ・農業 ・米 ・野菜 ・畜産 ・果実 ・その他 ・農業サービス業 ○林業 ・素材生産業 ・木材、林野副産物ほか ・しいたけ、なめこ、まいたけ、木炭 ・育林業 ○水産業 ・海面漁業、海面養殖業 ・内水面漁業 ・内水面養殖業	水稲収穫量 畑の面積 飼養頭羽数 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域について調整 樹園地の面積 従業者数 従業者数 生産量 生産量 人工林面積 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域について調整 漁獲量 漁業協同組合正組合員数 総人口 ※内水面の採捕・出荷制限等の措置について調整 従業者数	農林水産省「作物統計」より加工した市町村別データ 農林水産省「農林業センサス」 農林水産省「農林業センサス」 農林水産省「農林業センサス」 農林水産省「農林業センサス」 総務省「経済センサス」 総務省「経済センサス」 県「木材需要と木材工業の現況」 県「特用林産関係統計書」 県「森林・林業統計書」 農林水産省「海面漁業生産統計」 県「水産業協同組合同年報」 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 農林水産省「漁業センサス」
<b>鉱業</b>	従業者数	総務省「経済センサス」
<b>製造業</b> ○工業統計分(砕石業を除く) ○と畜業	製造品出荷額等、原材料使用額等、現金給与総額 該各市町村に計上	県「福島県の工業」、総務省「経済センサス」 県民経済計算の推計値
<b>建設業</b> ○民間建築工事 ○民間土木工事 ・電力会社 ・上記以外 ○公共建築工事、公共土木工事 ○補修工事	固定資産税に関する家屋の決定価格 土木工事額 従業者数 建築工事額、土木工事額 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域について調整 民間工事と公共工事の計	県「市町村財政年報」 電力会社照会 総務省「経済センサス」 発注機関照会、発注機関業務資料、県「市町村財政年報」 上記建設業の推計値
<b>電気・ガス・水道・廃棄物処理業</b> ○電気業 ○ガス・熱供給業 ○水道業 ・企業団 ・県工業用水 ・(政府)下水道 ・上記以外 ○廃棄物処理業 ・(政府)廃棄物処理 ・上記以外	発電量 導入容量 人口 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域について調整 該各市町村に計上 計画最大給水量、基本使用量 基本使用量 従業者数、 下水道処理区域人口 営業収益 人件費、物件費、維持補修費 従業者数	電力会社照会、県「市町村公営企業年報」 資源エネルギー庁「市町村別認定・導入量」 県「福島県の推計人口」 県民経済計算の推計値 県「福島県の水道」、双葉地方水道企業団照会 県「企業会計決算書」 総務省「経済センサス」 県「市町村公営企業年報」 県「市町村公営企業年報」「企業会計決算書」 県「市町村財政年報」 総務省「経済センサス」
<b>卸売・小売業</b> ○卸売業 ○小売業	商品販売額 商品販売額	経済産業省「商業統計」 総務省「経済センサス」

項目	分割指標	資料及び照会先
運輸・郵便業 ○鉄道業 ・旅客 ・貨物 ・索道 ○道路運送業  ○水運業 ・外洋輸送業 ・沿海・内水面輸送業 ・港湾輸送業 ○航空運輸業 ○その他の運輸業 ・貨物運送取扱業 ・倉庫業 ・こん包業 ・高速自動車道 ・有料道路 ・上記以外 ○郵便業 ○(政府)水運施設管理 ○(政府)航空施設管理	乗車人員 発送トン数 ゴンドラ・リフト数 事業用自動車数 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域 について調整  輸出額 従業者数 海上出入貨物量 須賀川市と玉川村に1/2ずつ計上  発送トン数 従業者数 従業者数 インターチェンジ出入台数 道路実延長 従業者数 従業者数 従業者数 従業者数 須賀川市と玉川村に1/2ずつ計上	各鉄道会社業務資料 各鉄道会社業務資料 東北運輸局「運輸要覧」 東北運輸局福島運輸支局「運輸支局要覧」  横浜税関「外国貿易年表」 総務省「経済センサス」 県「小名浜港統計年報」「相馬港統計年報」 県民経済計算の推計値  各鉄道会社業務資料 総務省「経済センサス」 総務省「経済センサス」 ネクスコ・トール東北福島事業部業務資料 県「国県道現況調査」 総務省「経済センサス」 総務省「経済センサス」 県業務資料 県民経済計算の推計値
宿泊・飲食サービス業	従業者数	総務省「経済センサス」
情報通信業 ○電信・電話業 ・通信業  ・上記以外 ○放送業 ・公共放送業 ・民間放送業 ・有線放送業 ○情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業	総人口 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域 について調整 従業者数  テレビ受信契約数 従業者数 従業者数 従業者数	県「福島県の推計人口」  総務省「経済センサス」  日本放送協会「放送受信契約数統計要覧」 民間放送会社照会 総務省「経済センサス」 総務省「経済センサス」
金融・保険業 ○金融業 ・民間金融機関 ・日本銀行、財政投融资特別会計 ・日本政策金融公庫 ・ゆうちょ銀行  ・その他の公的金融機関 ○保険業 ・生命保険 ・年金基金  ・民間非生命保険 ・公的非生命保険 ・定型保証	従業者数 福島市に計上 従業者数 従業者数 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域 について調整 民間金融機関の総生産  従業者数 総人口 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域 について調整 従業者数 共済掛金収入、共済見舞金 従業者数	総務省「経済センサス」 県民経済計算の推計値 総務省「経済センサス」 総務省「経済センサス」  上記民間金融機関の推計値  総務省「経済センサス」 県「福島県の推計人口」  総務省「経済センサス」 福島県市民交通災害共済組合「弔慰金・見舞金支払状況について」 総務省「経済センサス」
不動産業 ○住宅賃貸業  ○不動産仲介業、不動産賃貸業	固定資産税に関する家屋の決定価格 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域 について調整 従業者数	県業務資料 経済産業省「避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数」  総務省「経済センサス」
専門・科学技術、業務支援サービス業	従業者数	総務省「経済センサス」
公務	従業者数、 公共建築工事額、公共土木工事額	総務省「経済センサス」 建設業の推計値
教育 ○教育、(非営利)教育 ○(政府)教育	従業者数 従業者数 ※福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域 について調整	総務省「経済センサス」 総務省「経済センサス」

項目	分割指標	資料及び照会先
保健衛生・社会事業 ○医療・保健、介護、(非営利)社会福祉 ○(政府)保健衛生、社会福祉	従業者数 総人口	総務省「経済センサス」 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
その他のサービス ○(政府)社会教育 ○上記以外	人件費、物件費、維持補修費 従業者数	県「市町村財政年報」 総務省「経済センサス」

## 2 市町村民所得

項目	分割指標	資料及び照会先
市町村民雇用者報酬 ○賃金・俸給、雇主の社会負担	給与所得者の課税標準額	県業務資料
財産所得 ○一般政府(市町村等) ○家計 ・賃貸料 ・上記以外 ○対家計民間非営利団体	総人口 固定資産税に関する土地(田・畑・宅地)の決定価格 雇用者報酬+個人企業所得(持ち家を除く) 従業者数	総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 県業務資料 雇用者報酬、個人企業所得(持ち家を除く)の推計値 総務省「経済センサス」
企業所得 ○民間法人企業 ・非金融法人企業 ・金融機関 ○公的企業 ・国 ・病院事業ほか ・東日本高速道路 ・郵便事業 ・日本中央競馬会 ・日本銀行、財政投融资特別会計 ・ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険 ・その他の公的金融機関 ・県 ・県立医科大学附属病院 ・港湾特別会計 ・県立病院事業 ・工業用水道事業 ・地域開発事業 ・道路公社 ・土地開発公社 ・市町村 ・公営企業会計(法適用企業) ・公営企業会計(法非適用企業) ・競輪事業 ・国民健康保険事業会計直診断定ほか ・交通災害共済事業 ○個人企業(持ち家を含む) ・農林水産業 ・その他の産業 ・持ち家	金融・保険業を除く農林水産業からサービス業までの総生産 民間金融・保険業の総生産 該当市町村に計上 インターチェンジ出入台数 従業者数 該当市町村に計上 福島市に計上 従業者数 従業者数 所在市町村に計上 港湾施設使用料 病院別損益 基本使用量 福島市に計上 有料道路延長距離、従業者数 従業者数 純利益-純損失 実質収支 いわき市に計上 再差引収支 共済掛金収入、共済見舞金 農林水産業の総生産 農林水産業以外の従業者数 固定資産税に関する家屋の決定価格、 持ち家比率	市町村内総生産の推計値 市町村内総生産の推計値 県民経済計算の推計値 ネクスコ・ツール東北福島事業部業務資料 総務省「経済センサス」 県民経済計算の推計値 県民経済計算の推計値 総務省「経済センサス」 総務省「経済センサス」 県民経済計算の推計値 県業務資料 県「福島県立病院年報」 県「企業会計決算書」 県民経済計算の推計値 県「福島県の道路」「福島県職員録」 県「福島県職員録」 県「市町村公営企業年報」 県「市町村公営企業年報」 県民経済計算の推計値 県「市町村財政年報」 福島県市民交通災害共済組合「弔慰金・見舞金支払状況について」 市町村内総生産の推計値 総務省「経済センサス」 県業務資料 総務省「国勢調査」

## 3 (参考)市町村民家計所得

項目	分割指標	資料及び照会先
市町村民雇用者報酬	(市町村民所得参照)	
家計の財産所得	(市町村民所得参照)	
個人企業所得	(市町村民所得参照)	
現物社会移転以外の社会給付	総人口	県「福島県の推計人口」
その他の経常移転(純)	総人口	県「福島県の推計人口」

※ 資料及び照会先が県民経済計算と同一で、県民経済計算の推計値を引用する場合は、資料及び照会先の記載を省略している。

## 第4章 SNA経済活動別分類と日本標準産業分類との対応

国・地方公共団体の統計は日本標準産業分類(JSIC)に基づいて作成されています。JSICは平成25年10月に第13回改定(平成26年4月施行)が行われました。

県民経済計算では、SNA(国民経済計算)経済活動別分類を用いているため、JSICの改定や国民経済計算での経済活動への格付けの相違により、JSICとは異なる産業で推計している業種があります。

例 砕石業(SNA 鉱業) ←JSIC第13回 製造業  
 旅行業(SNA 運輸・郵便業) ←JSIC第13回 生活関連サービス業, 娯楽業

SNA 経済活動別分類(2015年(平成27年)基準)と日本標準産業分類(第13回改定)の対応関係は、次のとおりです。

SNA 経済活動別分類	日本標準産業分類(JSIC) 第13回改定
1 農林水産業	
01 農業	01 農業 (0113 野菜作農業(きのご類の栽培を含む)のうち「きのご類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス)
02 林業	02 林業 0113 野菜作農業(きのご類の栽培を含む)のうち「きのご類の栽培」
03 水産業	03 漁業(水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱業	
04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業	
05 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場
06 繊維製品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
07 パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
08 化学	16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品)
09 石油・石炭製品	17 石油・石炭製品製造業
10 窯業・土石製品	21 窯業・土石製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業
11 一次金属	22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業
12 金属製品	24 金属製品製造業
13 はん用・生産用・ 業務用機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
14 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
15 電気機械	29 電気機械器具製造業

## SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応

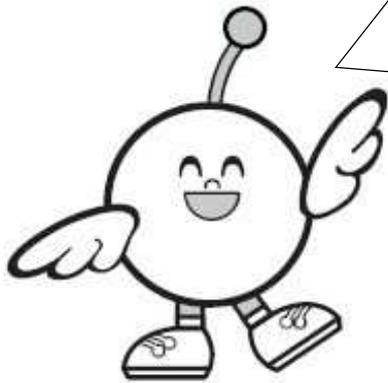
SNA 経済活動別分類	日本標準産業分類(JSIC) 第13回改定
16 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
17 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
18 印刷業	15 印刷・同関連業
19 その他の製造業	12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) 19 ゴム製品製造業 20 なめし皮・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
20 電気業	33 電気業
21 ガス・水道・廃棄物処理業	34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業	
22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業(設備工事業を除く) 08 設備工事業
6 卸売・小売業	
23 卸売業	50 各種商品卸売業 ～ 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
24 小売業	56 各種商品小売業 ～ 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) ～ 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業	
25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 ～ 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む) 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業	
26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)

SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応

SNA 経済活動別分類	日本標準産業分類(JSIC) 第13回改定
9 情報通信業	
27 通信・放送業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット付随サービス業
28 情報サービス・映像音声 文字情報制作業	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業	
29 金融・保険業	62 銀行業 ～ 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
11 不動産業	
30 住宅賃貸業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料
31 その他の不動産業	68 不動産取引業 691 不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場のうち自動車の保管を目的とする駐車場(所有者の委託を受けて行う 駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、 業務支援サービス業	
32 専門・科学技術、 業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) (727 著述家・芸術家業→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス(他に分類されないもの) (746 写真業→その他のサービス) 91 職業紹介・労働派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務	
33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育	
34 教育	7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業)
15 保健衛生・社会事業	
35 保健衛生・社会事業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511 社会保険事業団体→公務)

## SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応

SNA 経済活動別分類	日本標準産業分類(JSIC) 第13回改定
16 その他のサービス 36 その他のサービス	014 園芸サービス業 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 (791 旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 協同組合(他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) (901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス (952 と畜場→食料品製造業)



キビタン©福島県

## —お願い—

本年報から抜粋、又は新たに資料を作成して利用する場合は、福島県統計課「令和5（2023）年度福島県市町村民経済計算年報」から抜粋（又は作成）した旨を明記してください。

本書の作成にあたっては、本文に記載した以外に、以下の資料を参考にしました。  
福島県統計課「令和5（2023）年度福島県県民経済計算年報」2025年  
各都道府県統計分析主管課「市町村民経済計算年報」2025年

## 令和5（2023）年度 福島県市町村民経済計算年報

統計課資料 統経第259号  
令和8年3月刊行

### 編集・発行

福島県 企画調整部 統計課  
〒960-8670

福島市杉妻町2-16 本庁舎5階

電話 024-521-7148（直通）

電子メール shotoku@pref.fukushima.lg.jp